

新渡西洋流砲術師池部啓太と熊本藩の洋式軍備化

木山 貴 満

はじめに

一九世紀中葉以降、諸外国による開港要求など外圧が高まり、加えてアヘン戦争における清国の敗退などの情勢に接したことは、幕府を筆頭に、全国諸藩において海防軍事への意識を急激に高めることとなった。この動向は洋学分野における軍事技術研究の比重を飛躍的に高めることにつながり、西欧の銃火器・洋式銃隊練兵法や蒸気船といった陸海軍両面での軍事技術導入を齎した。

高島秋帆（一七九八～一八六六）による西洋砲術研究は当該期における洋学の軍事技術化の源流であるとともに、軍事技術導入の端緒として位置付けられる。西洋砲術は同時期における技術導入の基礎的潮流を為したとともに、秋帆は幕府によって挙行された武州徳丸ヶ原演習の監督に よつてとくに知られるところである。熊本藩の砲術師役算術師役兼帯であった池部啓太（一七九八～一八六八）は、

この新渡西洋流（高嶋流）砲術の高弟として同演習にも参加した人物である。

本稿の主題である池部啓太は、はじめ長崎の末次忠助について蘭学を学び、その後高島四郎兵衛・秋帆父子について新渡西洋流砲術を修めた人物として知られる。啓太については従来洋学史の立場からの注目・検討が為されてきた。なかでも吉田忠は啓太の経歴を明らかにするとともに、空気が抵抗を考慮した弾道学を特徴とするその砲術研究を追求した³。これまでに啓太に焦点をあてた研究は少なく、同氏の論は啓太の父長十郎、啓太の経歴を含めて現在最も基礎的な研究に位置付けられる。但し、同論では安政期以降からの啓太の動向については、「多忙を極めた」と推察される⁴という表現に止まっている。この安政期から没年までの啓太の動向については、熊本藩の洋学撰取、海軍伝習・西洋砲術伝習における啓太及び啓太門弟たちの働きについて述べた瀬戸致誠によって明らかにされている⁵。

一 池部啓太出府と西洋砲術稽古

啓太の経歴はこれら二氏の研究によっておおよそ通観することができるようになったが、一方で、安政期から維新时期における啓太の政治的な位置付けという点については十分に検討されてきたとは言えない。例えば、先に挙げた吉田論文は、啓太の西洋砲術研究理論について主に論じたもので、当該期における西洋流砲術が持っていた政治的意義を究明したものではない。また、瀬戸論文も自治体史の一篇ということもあつてか、啓太以下門弟たちの動向追求に重点が置かれており、政治的観点から位置付けたものではない。

砲術師として（科学史上）の評価に傾きがちであつた従来の研究史を踏まえ、本稿では、熊本藩の洋式軍備に果たした池部啓太の「働き」に特に着目しながら、安政期以降における同藩の軍事にその動向を位置付ける。言い換えれば、洋式砲術は如何なる政治的要請のもとに藩軍事へと起用されたのかという、従來看過されがちであつた「政治」的側面を浮き彫りにすることが狙いであり、この仕事は、ひいては幕末軍制研究、藩軍制改革研究などへの展望を見出す上でも意義あるものともなる。

なお、本稿では『改訂肥後藩国事史料』所収史料⁷⁾、ならびに慶応三年（一八六七）一月に熊本藩へと提出された啓太の「上書」を用いて論を進める。

池部啓太が熊本藩の洋式軍備化と関わりを持つのは、主として安政期以降である。嘉永六年（一八五三）のペリー来航を契機として、熊本藩は相州浦賀の警衛を担当することとなつた（文久三年まで約一〇年間）。幕府からの奨励もあり、熊本藩は警衛地における西洋式砲術の採用を決したのだが、警衛地詰藩士たちの西洋流砲術稽古は十分な成果をあげるには至らなかつた。こうした状況のなかで、藩政府はすでに高島流砲術の高弟として藩内外に知られていた池部啓太を用いて、西洋流の浸透を企図したのである。まずはこの啓太出府の経緯についてみてみたい。

安政四年（一八五七）における啓太の出府については、同年七月の幕府勘定奉行松平河内守近直からの働きかけが発端となつている。松平近直より熊本藩江戸留守居役の吉田平之助へと啓太出府の話が持ち掛けられると、吉田はこの趣旨を書き上げて藩政府へと提出した。しかし藩家老衆のなかには西洋流砲術に関して「熱心無之」者もおり、啓太出府の意見は回達を経る中途で停滞し、その実現が危ぶまれるに至つた。

これをうけて吉田は江戸詰家老溝口藏人や御用人衆などへ相談の上、啓太出府の周旋に取り組んだ。この周旋活動

により啓太出府の見込みについて松井典禮（前家老）が御用人栗原伊左衛門と検討を行っている。松井・栗原による検討は警衛地における稽古状況改善の可能性という点に焦点があてられた。警衛地での稽古指導には国許から派遣されていた砲術師があたっていたのだが、藩士たちの稽古場への出席自体が心配されるような状況であった。栗原は啓太について、高島秋帆が「相談相手と頼候人物」であり、啓太に門弟二、三人を添えて出府させ、稽古場へ詰めさせれば西洋流砲術が熊本藩に「開ケ」ているという評価が「日本におよび可申」だろうと評している。

これら二点に基づき、栗原は是非啓太を出府させるべきであるとしている。松井もこれに異論なく同意した。吉田による周旋が行われるなか、松平近直の用人からも再び密状が届けられており、こうした認識の形成に影響したものと考えられる。同伴は松井によって当時藩主の斉護の内聴へ上げられた。さらに家老衆へ吉田の意見書、松平近直からの密状が提出された結果、啓太及び門人庄村助右衛門、大田黒玄和太の出府が正式に決定された。

これにより、同年七月一九日付で国許の中老・家老より江戸詰の溝口へと啓太出府の決定が通知されている。このなかで、幕府はオランダ献上の蒸気船を用いた海軍操練を近日実施する模様であり、すでに長崎で伝習を受けた啓太

が出府するのは幕府に対しても都合がよい、という家老衆の認識が明らかにされている。通知を受けた江戸の溝口も、全く同意であるとの旨を国許へ返答している。

以上が啓太出府決定の直接的経緯のだが、江戸留守居の吉田平之助による周旋活動もさることながら、その発端に幕府勘定奉行松平近直からの働きかけがあったことに注目される。同人は当時幕府対外政策の重要職である海防掛を兼任し、ペリー再来航時の使節対応にもあたった人物である。啓太出府を促す動きは、近直個人の見解からのみ為されたものではなく、幕府海防掛を背景として為されたものと推察され、すなわち、嘉永期以降幕府が行った江戸近辺の警衛体制構築を主目的とする西洋流砲術奨励の延長線上にあった可能性が考えられるのである。

また、啓太及び同一門の出府に際して、藩側が期待した効果にも留意しておきたい。直接の召致理由である詰藩士たちへの西洋流砲術稽古指導は勿論、「彼是大二都合宜」との見込みが江戸・国許で持たれているのである。具体的には①対幕府（蒸気船を用いての海軍操練実施への対応、及び「公辺之聞」、②熊本藩の西洋流砲術に関する外聞（西洋流砲術御国江開ケ居候唱日本二および可申）、③御備場大砲、西洋流に変更への対応（取扱いなどの伝授）、④砲術研究（江川太郎左衛門ほか、諸学との学术交流）など、

多岐に亘っている。ここで多くの理由が挙げられているのは、西洋流砲術の推進に抵抗感を有する国許家老への説得材料とするため、という事情を反映したものだろう。しかし、啓太以下同門弟の出府を積極化する状況が、安政期段階で多岐に亘って存在したという点をここでは重視しておきたい。熊本藩政府は啓太の江戸召喚によって、複数の局面状況打開を打算的に構想したのである。別観点に立てば高島秋帆事件への連座ののち、隠居の身となった啓太を用いるにはこれらの政治的要請の状況が必要であったといえる。

啓太出府決定の直接的契機となったのは松平近直からの誘導だったのだが、啓太出府を促す動きはこれに先立って藩外部から加えられていた。高島流砲術の確立者であり、啓太とは「同門の相弟子」の關係にあつた高島秋帆（喜平）からの働きかけである。いわゆる高島秋帆事件によって処分を受けたものの、嘉永六年（一八五三）には秋帆はその地位を回復していた。秋帆は江戸にあつて幕府の講武所砲術師範や軍事関係の役職を勤めるにいたつて¹³いる。

秋帆からの働きかけは、啓太の出府決定よりおよそ二ヶ月前、安政四年閏五月二二日に熊本藩士の大岩又左衛門を介して行われた。大岩は啓太の門弟であり、江戸詰めとなつてからは秋帆へと入門した人物である。秋帆が熊本藩製造

の雷撃銃拝領を願つたこともあつて、その受け渡しなどのため大岩は秋帆のもとを度々訪れていたようである。大岩はこの際に秋帆から手交された意見書を藩へと提出して¹⁴いる。

大岩は秋帆が「兼而御国風を奉慕候人物」であることをことわつた上で、同人より折角伝えてきたことを看過するのは残念である、として家老衆への取次ぎを願つている。この秋帆意見書の大意は幕府による西洋砲術奨励状況の報告と、池部啓太の出府に關してであつた。秋帆は幕府による警衛筋の西洋法砲術採用を明断であると評した上で、幕府軍制改革の現状を熊本藩高官にも知つてもらい、これに准じてもらいたい旨を述べて¹⁵いる。

秋帆意見書によると、啓太より昨秋（安政三年）より春にかけて出府を伝える書状が秋帆のもとに届いたものの、依然実現していなかつた。このとき秋帆は「ハラヘル彼彈道之事」（とくに空氣抵抗を考慮した彈道計算を指していると思われる）について秋帆自身が江戸で質問したいこともあり、熊本の池部啓太が「至極功者」である旨を幕府へと上申していた。これにより幕府は啓太出府について、秋帆へと催促を行った。秋帆は江戸には「同人の如く会得候仁」はいないと強調するとともに、近日講武所において軍艦操練所が開設され、諸藩有志にも開かれる予定であるこ

とを知らせている。今後重視されるべき海防分野について、啓太であれば航海術の会得も可能であり、藩の一助になるだろうと述べている。また、秋帆は江戸における西洋砲術の隆盛を見るかぎり、啓太が出府して講武所を中心とした江戸の状況を一年ほども見分しておくことは、熊本藩の「諸事之御含」にもなる筈であると述べている。

この意見書は奉行藤本志津馬、奉行副役荒木甚四郎へと達せられている。これに対し、藩政府としては「高島喜平ハ重疊御国鬮眞二而一刻も西洋法相開ケ候様との一念より如是申越候」との見解を示している。ここで啓太出府の処置には及んでいないものの、この意見書は後の出府決定の素地になったと考えられる。また、秋帆意見書を含めた出府決定の経緯からは、啓太出府に関して啓太の人的関係が働いたこと、秋帆・幕府からの藩政府への働きかけが大きな意味を持ったことが看取できる¹⁶。

出府を命じられ、江戸に到着した啓太一行に対し、同年九月一日付で江戸詰中西洋砲術指南役並びに世話役への任命が行われている。啓太へは西洋流砲術を広く研究し、相州御備場及び江戸表御家中の面々へ砲術指南を行うことが令された。同行した大田黒玄和太、庄村助右衛門へは砲術研究及び指南の補助が命じられている。翌二日には当初の構想通り、「砲術研究」として啓太・玄和太に対し江川太

郎左衛門への入門が命じられている。啓太の入門については高島秋帆より江川へと紹介が行われたようだが、啓太は入門扱いとならず、即時に江川塾の塾頭へと任命されている。これは啓太が秋帆から砲術の免許皆伝をすでに受けていたことに基づいた措置であったようだ。改めて江川太郎左衛門の高島秋帆への評価が高かったことが確認できると同時に、その秋帆が高く評する池部啓太に江川からも配慮が為されたものと考えられる¹⁸。

啓太の江戸配置後、同地における洋式砲術稽古は安政五年（一八五八）三月から開始された。同月一日にこの決定が国許及び御物頭衆へと通達されているが、このなかで洋式銃隊については諸藩合同の操練なども行われ、江戸で隆盛となっている西洋流の採用が急務であることがうたえられた。江戸表では定詰の足軽は勿論、有志者には池部啓太と相談の上で稽古が実施されることが決定されている。また、これに併せて相州警衛地では稽古実施者を大筒手へ編入することが伝えられた。

同月一二日には江戸藩邸での洋式銃隊演習開始が、溝口藏人より国許の家老たちへと伝達されている²⁰。御小姓頭・御物頭衆らが洋式銃隊稽古へ進んで取り組み、とくに物頭は足軽を残らず連れて池部啓太へ入門したことが報知された。江戸龍口以下各屋敷で稽古が開始され、一通りの手順

は困難も無いので、すぐに一大隊の指揮位は可能となるだろうとの見込みが述べられた。但し、支出が増加の一途を辿る状況にあつて、藩軍備全体に関わる洋式銃隊稽古が簡単に実施できない旨も添えられている。江戸表における「諸家様方之御釣合」、閣老よりの洋式銃隊の勧め（次項で検討）などもあり、稽古実施の必要性が改めて主張されている。溝口は、洋式銃隊稽古の成功は幕府・諸藩への「御面目」となり、外聞上の効果も期待されるので銃隊稽古実施費用の支出を承認してほしいとの要求を国許に行っている。啓太出府要請時と同様に、対国内の外聞効果が説得材料として用いられているといえるだろう。これは「時節柄」という時代的要求によって、洋式銃隊への軍備転換・移行は不可避であるとの認識を国許の家老衆へ求めたものと考えられる。

江戸・相州で洋式銃隊稽古が行われるなか、安政六年正月には啓太より藩へ一通の願書が提出されている。江川太郎左衛門の囑によって西洋砲術書翻訳に従事することの許可を求めたものである。江川が、購入した舶来の西洋砲術書の翻訳を大鳥圭介に依頼したところ、圭介は「算数不知之人」だったので弾道に関する箇所を翻訳不可の箇所が多くあった。この点、啓太は志筑忠雄による「万動一貫之矢位算法」を、長崎の末次忠助を介して伝授されていた。啓

太の弾道学に関しては「高島流砲術伝書」のレベルを越えていたと吉田忠が評しているが、啓太自身もこの点は自負するところだったのだろう。「江川様江は算法未熟」なので、御鉄砲附安井清之助と塾長藤澤藤助らが啓太に算術稽古を依頼してきたことを述べている。啓太は大鳥圭介らと相談し、この西洋砲術書を算法初心者にも理解しやすいように翻訳することを構想し、藩へと願ひ出たのである。啓太は翻訳書が完成すれば啓太門弟中は勿論、幕府・諸藩の砲術家の利用に役立つと述べた。啓太の願書は即日奉行の名を以って聞き届けられている。この翻訳従事の一件を見るに、江戸における啓太の学術的交流はある程度活発であったと思われる。

同年四月二日、啓太による門人への打方稽古が熊本藩から幕府へと願われ、許可されている。幕府から八〇ポンド、二四ポンド大砲を借用しての打方稽古であった。翌月二三日に啓太（及び庄村助右衛門）に帰国が命じられていることからすると、江戸における西洋流稽古の一先ずの仕上げであったかとも考えられる。啓太による江戸での西洋流稽古はわずか一年余りで終了しているのだが、その成果はこの打方稽古に結実したのだろう。

本節では池部啓太の出府・洋式銃隊稽古実施に際して、幕府からの誘導があつたことを確認した。啓太の江戸召喚

に関する外部からの勸奨を通して、洋式軍備化の推進がすでに時代的・政治的要請となりつつあったことが熊本藩政府でも認識されたといえる。しかし啓太出府の決定に際して、熊本藩が基本的に受動的姿勢であったこと、複数の課題克服の手段として啓太一門の活用が構想されたことには注意しておきたい。これらが慶応期に至るまでの熊本藩洋式軍備化を特色付けていると考えられるからである。

一 熊本藩洋式軍備化の動向

慶応期までの熊本藩洋式軍備化の過程について、安政期より順を追って整理しておきたい。洋式軍備化の契機となった相州警衛は嘉永六年（一八五三）一月から開始され、警衛地には江戸詰藩士、国許からの交代詰人数などが配置された。翌安政元年には警衛地大砲隊の引廻として、国許からの砲術師派遣が開始されたのだが、このなかには池部啓太の養子弥一郎も含まれていた。

安政元年一月十七日、熊本藩は砲術師六名に対し、相州警衛地では西洋流砲術に統一する旨を示達した。ここで熊本藩が西洋流砲術の採用を決したのは警衛地における砲術流派の不統一と、幕府からの西洋流砲術奨励を考慮した故であった。相州詰の面々は一致して西洋流の研究・習熟

に取り組むことが求められたのだが、西洋流採用の方針は必ずしも貫徹しなかったようである。翌年六月に改めて江戸詰家老より藩政府へ西洋流砲術に関する通議が為されている。²⁶

これによると、相州警衛地において西洋流砲術への統一の方針が示されたのち、西洋流砲術を修めていた弥一郎とその門弟が大筒手の指南にあたっていた。しかし派遣されていた大筒手たちはいずれも洋式砲術に不馴れであり、役人衆による稽古見分において大筒手たちが見せた手際は「余程氣之毒」に見えるものであった。このため弥一郎ら派遣砲術師との相談の結果、幕府西洋流砲術師範江川太郎左衛門へ砲術師たちを入門させることが企図されたのである。派遣された砲術師範たちが西洋流砲術の研究をすすめ、自他門人の区別なく稽古可能となることが目指された。しかし、同年九月には弥一郎が江戸で病死し、警衛地における洋式砲術稽古の実質的主導者を失ってしまった。こうした状況にあつて、前項で検討した池部啓太の出府が決定されたのである。

熊本藩の相州警衛、警衛地における西洋砲術採用が右のように展開するなか、啓太はこのとき長崎での伝習などに関係している。啓太は高島秋帆事件による押込処分が解かれた後、大砲試射や砲術書の著述など、国許での活動を主

としていた。養子弥一郎が相州警衛に向かった際には啓太へ門弟指南代理が許可されており、家塾における門弟の指導にも取り組んでいたようである。安政元年七月にオランダ軍艦が長崎に来航すると、熊本から啓太の門人数名が派遣されている。蒸気船を用いた船乗方・砲術稽古などの諸技術伝習が行われたのだが、瀬戸致誠によれば伝習期間も九月初旬までと短く、この伝習は小規模・予備伝習的なものであったとされている。翌二年、長崎におけるオランダ海軍伝習は幕府海軍伝習という形で正式に開始された。幕府海軍伝習には幕臣のほか諸藩からの参加が許可されたのだが、熊本藩から派遣された五名のなかには池部啓太以下門弟（庄村助右衛門など）が含まれていた。伝習はオランダ海軍軍人の指導によって行われ、内容は前年伝習と同じく蒸気船運用稽古や発砲稽古など総合的なものであった。啓太も門弟たちと共に砲術のみならず、海軍伝習についても学んだと考えられる。³⁰⁾

啓太一門がこの時期に海軍技術に接近したことは重要である。高島秋帆が啓太出府を促す際に述べた、啓太ならば航海術会得も容易だろうとの見込みや、出府決定に際して藩政府が啓太らに期待した江戸講武所海軍操練への働きもこの安政元年・二年における長崎海軍伝習への参加実績を念頭においたものであったと考えられるからである。また、

安政二年以降も啓太一門からの伝習参加者が出ているが、とくに大田黒玄和太や牛島五一郎など後に熊本藩海軍で中心的な役割を果たす人物たちもこれに含まれている。藩政府が複数の期待を寄せたのも、啓太一門のこうした西洋流軍事技術摂取の動向を意識したものであったといえるだろう。

啓太の出府、洋式銃隊稽古の実施へと事態は展開していったのだが、これにはやはり幕府からの間接・直接的な働きかけが作用した。江戸・相州における銃隊稽古開始前の安政五年（一八五八）正月一八日には当時老中であつた堀田正睦が藩世子慶順と会見し、幕府での取り組みと同様に、熊本藩に軍備転換への取り組みを求めている。³¹⁾ これを受けて江戸留守居の清田新兵衛・吉田平之助に幕府・諸藩における西洋式採用状況の調査が命じられた。幕府では講武所設置や軍制の改革などで一定の成果をあげており、以後も西洋流への転換を進めていく様子であることが報告されたのだが、この清田・吉田の調査は会見からわずか五日後にまとめられている。堀田による勧奨はあくまでも熊本藩との間柄ゆえの助言であり、幕府からの公的な差図ではないとの一言が添えられていたが、老中堀田からの勧奨という事実は熊本藩において重く受け止められたものと考えられる。洋式銃隊稽古開始を示達するにあたっては清田・

吉田の両名に「屹度公辺之御趣意を奉し御家中之面々一統振立、年を遂相励候様專可致世話旨」が仰せ付けられた。啓太出府の決定に際しても幕府からの働きかけがあったわけだが、銃隊稽古の開始には老中堀田からの勸奨が直接的動機を形成したといえるだろう。すでに薩摩、紀州などが個別的且つ藩主導で洋式装備への転換、軍制改革に取り組みつつあったのとは対照的であるといわざるを得ない。³³

相州警衛の開始にあたっては、幕府からの奨励もあって大量の銃砲が必要となったが、熊本藩はまず警衛地相州での鉄砲製造をもってこれに対応した。安政元年、砲術師に西洋流砲術への統一を令した際、相州御台場の大小砲について次のように記されている。³⁴

去夏以来非常之御手当筋に付而火急ニ製造被仰付、其御村井流門人詰合多ク、其後財津勝之助、池部弥一郎出府被仰付、右二流出來被仰付其後出府之諸流は最早御筒數も大概相揃候付、纒之挺數出來被仰付候事ニ候

村井流・西洋流を基本として、諸流の銃砲もわずかながら鑄造された模様である。安政四年段階においては高島秋帆が熊本藩製造の「雷撃銃」拝領を願っているとともに、「劍付銃にしたほうがよい」との助言を行っている。³⁴ 管打式ゲベル銃などの洋銃生産も少なからず行われたものと考えられる。幕府からの借用や御用銃の払い下げも度々願って

おり、藩製銃の鑄造とあわせて当面の状況に対応したと思われる。安政期においては洋式銃砲配備への着手段階にあったといえるだろう。³⁵

安政六年（一八五九）六月には幕府より広く舶来武器の購買が許可された。³⁶ 「万石以上以下諸家陪臣」に至るまで、希望者は最寄の開港場での購買が許され、これ以降大量の洋銃が日本へと輸入されることになるが、これは諸藩間の洋銃買付け競争ともいべき状況へとつながっていく。熊本藩も第二次幕長戦争（とくに小倉戦争）の前後をピークとして、長崎で大量の小銃を買い込んでいる。洋銃買付けにあたったのは啓太門弟である庄村助右衛門だが、慶応二年（一八六六）七月に買付けの様子を国許に報告している。³⁷ これによると「短ライフル」は長州が多分に買付け、英人ホーム所持の品は薩摩がすぐに買付けた、と述べており、外国商人からの購入競争が起きていたことがわかる。熊本藩は慶応三年（一八六七）には一万二千挺余りの小銃を長崎で買い入れており、同時期の他藩と比較しても非常に多量であったことが指摘されている。買付けられた銃は随時に藩士らへ割付けて払い下げられた。しかし当該段階において藩士からは多種多様の銃配備は止めて配備銃の統一をすべきである、との意見が出されており、購入する洋銃の種類などは考慮されていなかったようである。小倉戦争な

ど、実戦を意識した洋銃輸入が急速に行われたことがわかる。

この間も、国産（熊本藩製）銃の製造は継続して取り組まれていた。文久三年（一八六三）六月には砲器類製造費として「蒸気船御買上御手当」から三万両の支出が決定されている。翌七月には池部啓太の意見により庄村助右衛門、増田八十六が「砲器火薬研究」のため、長崎出張を命じられている。これは「欧羅巴諸州ニ而新發明之手元込大砲」及びこれに用いる火薬分量の情報入手を目的としたものであった。さらに翌七月には門弟から砲器製造係が任命されるなど、啓太一門も銃砲製造に直接関わっている。啓太自身も安政元年（一八五四）から万延元年（一八六〇）にかけて上益城郡御船の商人増永三左衛門の大砲（層成砲）製造に立会い、助言などを行っている。国許では文久期頃より藩領北部の南関と城下近郊の本庄に鉄砲製作所が設置され、洋銃の製造が行われている。製作所では洋銃（主にゲベル銃）の模造が行われ、慶応期には数百挺単位で製造された。製造された銃は輸入銃同様に藩内へ払い下げられたが、製造された銃の質は輸入銃と比較すると低く、製作に要する期間も長かったようである。

熊本藩における洋銃配備は右にみたように国産銃の製造を基本路線としつつも、小倉戦争に臨んでは洋銃の輸入に

偏重している。実戦という危機的状況に際して洋式銃を緊急かつ大量に購入し、藩内に配備したのである。装備転換への取り組みが他藩と比較して相対的に遅れを見せるなか、要所で啓太一門が関わっていることに注目される。啓太の出府以降、次第に藩軍備面における啓太一門の重要性が高まっていった様子が看取されるのである。

文久三年三月、啓太門弟の大田黒玄和太・兼坂熊四郎から国許での銃砲製造奨励の必要と蒸気船購入の提言が為され、藩政府からの承認を受けている。时期的にみても鉄砲製作所の設置、国許での洋銃製造にはこの意見が大きく影響したものと考えられる。さらに蒸気船については元治元年（一八六四）、熊本藩初の蒸気船「万里丸」購入へとつながっている。同年一〇月には池部啓太を「船将」として、門弟牛島五一郎、小野敬蔵らに蒸気船試乗が命じられている。

西洋式軍備の導入にあたって兵器とともに問題となるのが、兵式・兵制の転換である。幕府・諸藩は任意に英式・仏式などを選択し、兵員の練成にあたった。各藩における洋式化の進度などを反映して、維新後の諸藩兵式は雑駁を極めたとされている。同時に、こうした兵器・戦術の近代化は動員兵卒の大量化を必要とした。幕府歩兵隊、長州奇兵隊などを代表とする「農兵」の組織が全国的に行われた

のである。兵制の転換は近世的国家体制の根幹部分に関わる極めて重要な問題である。熊本藩では兵式・兵制の転換にどのような取り組みののだろうか。

文久三年四月、国許で「在御家人子弟」及び「各御組御長柄之者」に対する西洋式銃隊稽古実施が命じられた。これは生麦事件後の薩摩・英国間の緊張化を背景としたもので、薩英戦争の開戦を考慮してのものであった。熊本藩における在御家人とは、いわゆる「郷土」を指す。¹⁵「速二兵端を開候哉茂難計」状況にあつて、藩正規部隊は勿論、在地社会に広く存在した御家人とその子弟たちまでも西洋式銃隊稽古に取り組むことが求められたのである。稽古実施についてはそれぞれ「相州詰同様」「江戸表同様」とされ、池部啓太の指図を受けることが定められた。在御家人は農にその本分を置きつつも、準武士的身分として軍役を担う存在であった。

実はこの在御家人子弟らに対する銃隊稽古実施案の発案にも啓太一門が関係している。さきに国許での銃砲鑄造奨励、蒸気船購入の提言が啓太門弟から為されたことを示した。この提言に附属して啓太及び同門弟から次のような意見が藩政府へと出されている。¹⁷

此節攘夷拒絶之期限も相決、且英国軍艦薩州表江差向候付而は速二兵端を開キ可申時宜二相成申候処、御国

許外様足輕人数は相揃居候得共現二御用二相立候者ハ五六百も可有之歟、跡ハ老人若年之者も有之哉二而若御隣境援兵且東西海岸御堅メ等被差出候日二相成候而は実二奉恐入候次第二も相成可申哉二付、何卒農兵御募被為在度(後略)

国許における兵力の不足が訴えられ、藩政府に「農兵」招募への取り組みが求められたのである。すでにみたように同一門から具申された国許での銃砲鑄造、蒸気船購入は実施に移されていた。農兵の招募に関してもすぐに奉行、郡代(郡行政担当役)間で話し合いが持たれたのだが、手永の代表である惣庄屋衆の反対にあい、頓挫してしまった。この農兵招募の当座の代替案として、在御家人子弟らに対する洋式銃隊稽古につながった可能性が高い。これ以降慶応期に至るまで、熊本藩においては洋式兵制への対応として「郷兵」組織が基本的に志向されていくこととなるのである。¹⁸

慶応二年(一八六六)における第二次幕長戦争、特に熊本藩が参加した小倉戦争は熊本藩洋式軍備化の過程上、一つの転換点となっている。小倉戦争を前後として藩内への急速な洋銃配備が行われたのはすでに述べた通りだが、小倉戦争の停戦後も小倉藩民衆の熊本への疎開などもあって、藩内で一定の緊張状態が維持されていく。しかし、啓太一

門が指摘した国許における兵力不足問題は依然解決されな
いままであった。こうした状況にあつて、同年八月に藩政
府は在御家人による西洋式銃隊組立てを決定した⁴⁹。在地防
衛を主目的として、藩内に大量に存在する在御家人の兵力
化が定められたのである。御備体系への附属による運用が
志向され、半独立的軍としての性格が具備された。熊本藩
では慶応期に至つてもなお藩兵部隊中枢における洋式兵制
への対応は行われず、大量の兵卒動員という問題も、いわ
ゆる「中間的身分層」に位置する郷士層への依拠による解
決が図られたのである。

幕府・他藩と比較して安政期以降の熊本藩の洋式軍備化
は進度・規模ともに遅れていたものの、そうした消極的な
対応を見せる藩政府に対して種々の提言を行い、根幹的な
面で軍備推進を担っていたのは池部啓太一門であった。藩
政府は安政期における啓太の出府決定に際して藩軍事上で
の働きを期待したが、実際に慶応期に至るまで啓太一門が
中心となつて洋式軍備化が進んだのである。この間、池部
啓太（及び一門）は西洋流砲術師としてよりも、洋式軍備
化の推進役、藩軍事の総合顧問として位置していたといえ
よう。

三 慶応三年池部啓太「上書」について

慶応二年八月に在御家人を用いた洋式銃隊の組み立てが
藩内に令されたのだが、これは概略的な指示に止まつてい
る。ゲベル銃を用いた陳列打方一揃、一手永に二隊組立
て（一隊人数は三一、二、四七、八人）が定められたものの、
実際の銃隊組織は手永行政の主導層たる惣庄屋衆に委任さ
れていた。この藩からの指示に対し、藩内の惣庄屋衆は結
集して在御家人組織方法の提案や指示内容への修正に取り
組んでいくこととなる。前項で整理した通り、在御家人に
よる洋式銃隊の組織という施策の出発点には、文久三年の
啓太及び同一門による農兵召募の具申があつたと考えられ
る。この在御家人組織計画に対し、慶応三年（一八六七）
一月に池部啓太が一篇の上書を作成して藩へと提出して
いる。啓太は翌明治元年（一八六八）八月に死去しており、
最晩年の意見具申であると位置付けられる。本項ではこの
池部啓太上書について検討を加える。啓太の上書はつぎの
ようなものであつた。⁵⁰

覚

今度至急ニ郷兵御取起ニ相成可申御模様ニ付而者、廟
堂ニ於而屹度御策直茂被為在候儀与奉存候得共、私懸
存之筋概略左ニ申上候

一 差寄郷中手永々々江教師被差越不申而者難叶御座候処、是迄演武場ニ於而御役相動候人躰者別冊之通ニ而、或ハ旅行、或ハ中絶程之族茂不少、至而纔之人數ニ而何分に茂手足不申候ニ付、先至急ニ演武場を重大ニ御取起被仰付、一刻茂教師之人躰を御仕立被為在度奉存候

一 演武場を重大ニ御取起与申儀者外ニ御仕法者無御座、至急ニ演武場江御家老衆始、屹与御役々被立置、稽古筋ニ掛り候教示方始者当代無足之無差別、非常之人躰者非常之御拔擢被仰付、如何ニ茂身分重御取扱被仰付被下度奉存候

一 演武場ニ於而是迄土席ニ而教示方倡方輕輩ニ而世話役助勤与御役々被立置候得共、身分御取扱之儀者每歲暮ニ至候而御心附として銀錢等少々充被下置候迄之事ニ付、自然与其身々々之荷方薄相成、當時者漸一日ニ教示方始而三人充茂出席仕候位之事ニ而、諸生誘掖等行届兼候儀者申上候迄茂無御座候

一 教師之儀外様足輕等之内二者、先年以來江戸相州御国等ニ於而銃隊稽古世話役等相勤、當時諸御間加人等ニ被召仕居候者、此節出格之御參談を以諸役人段ニ進席被仰付被召仕候ハ、屹度御用ニ相立候者二三十人茂可有之候哉、何様郷中一円ニ御取起に相成候ハ、何程繰合せ候而茂土席輕輩共教師之人躰者余計ニ不足仕候

一 間、至急ニ演武場を重大ニ御取起被仰付度、左候得者廟堂之御趣意一時ニ御国中ニ相徹、有志之面々奮発興起仕、不日ニ教師之地位ニ進歩仕候者、幾千万ニ茂及可申奉存候

一 一手永ニ教師者土席老人、輕輩人計被差越、勿論官割被渡下度、乍去教師之人躰郷中一統江足合候儀者今暫被行兼候事に付、差寄ハ手永々々より郷士而三人充演武場江御呼出ニ相成、御教育被為在候ハ、此人躰より先急迫一応之御間拔二不相成様倡居可申奉存候

一 御郡代者專勸農辺之事ニ尽力仕候御役人にて、殊ニ一郡ニ纔三人充被立置候事ニ付、軍事ニ關係仕候儀者一手永ニ老人充被差越置候土席之教師ニ御委任ニ相成、其教師者無事之節者郷士を訓練仕、有事ニ臨候而者采幣を打振、一手永之將帥与相成候様被仰付置度奉存候

一 郷兵之儀者手永々々ニ於而強而何人与申定員御取究無之、何歳より何歳迄与年齢を限被召仕不申而者、種々差障可有御座奉存候、西洋各国ニ而者大略二十歳より四十五歳迄を限申候

一 平素者手永々々ニ而銃隊火入真玉打方等相催、月ニ程度程充一郡合集、春秋兩度位者御国中不殘合集いたし、可然場所ニ於而火入等相催候様有御座度奉存候

一 演武場者根本ニ而、郷中者枝葉ニ而御座候間、演武場

二者教示方以下世話役ニ至迄別而好人物を被召仕、枝葉之郷中諸端之事者総而演武場より取捌候様有御座度奉存候

一 西洋発明之砲器者誠ニ精巧を尽利器二者相違無御座候得共、其人無之而者其器々々丈之功用を尽候儀者六ヶ敷御座候、近来砲器類者追々御買入ニ相成、余計之挺數ニ及候得共、其功用を尽候程之御人者御筒之十分一茂有御座間敷、此後者一刻茂御人御仕立御急務之事与奉存候

右之外千緒万端ニ御仕法相付不申而者難叶儀与奉存候得共、先急迫之事件迄録上仕候以上

卯正月

池部啓太

上書は小倉戦争による藩内の緊張状態を背景として、その組立てが急がれた郷兵洋式銃隊に対する、懸念課題を書き上げたものとなっている。啓太は郷士の洋式銃隊への組み立てを、藩の武芸教練場であった演武場を中心として推進することを構想している。内容は項目ごとに一ツ書でまとめられており、全一〇項目となっている。以下、各項目について、順を追って内容を整理する。

①郷中各手永への教師派遣について

啓太は郷兵の組織にあたって、まずは軍事教練の指導者たる「教師」派遣を重視している。教師役の人物には演武

場詰めの人たちを想定するものの、その多くが当時演武場から離れていた。郷兵設置の前提として演武場を隆盛させ、教師役となるべき人物を増加させることが提案されている。この演武場重視策が当該上書での基本的な主題となっている。

②演武場振興策に関して

演武場振興の策として啓太がここで掲げているのは、家老衆をはじめとした重役の演武場配置、人材の抜擢の二点である。藩政府に演武場振興に対する取り組み姿勢の明確化を迫るとともに、藩士たちの演武場への出仕増加の効果を狙ったものだろう。また、稽古を主導する教示方には人材の抜擢、及びその能力に見合った褒賞・進席が主張されている。

③演武場における給銭問題

当時演武場に詰めていた土席身分の教示方・倡方はいずれも軽輩であって、給銭としては毎年春に「御心附」として銀銭が付与されるのみであった。薄給は生活の困窮へとつながり、「当時者漸一日ニ教示方始両三人充茂出席仕候位」となっていた。演武場、西洋砲術への誘導が期待できない現状に対し、教示方等に対する待遇改善が要求されている。

④教師役への配置人材について

ここでは外様足輕のうち、江戸・相州・国許などで銃隊稽古の世話役を勤めてきた者たちを教師役へと配置するところが提案されている。当時諸役間に加えられていた彼らを進席のうえ教師役に配置すれば、一、二、三〇人は仕立てる事が可能だろうと試算している。啓太は銃隊の組織対象が藩内一円ということもあり、教師役足りうる人材が不足するだろうとの見通しを述べ、再度演武場振興の重要性を主張している。

⑤郷士による演武場詰り教育について

一手永に派遣される教師役人数は士分一名、輕輩二名を想定する。しかしながら人数の面から即座に実行できる案では無く、啓太は代替案として郷士の演武場への招集を提案する。二、三人の郷士を演武場へと集めて教育し、臨時の教師役に仕立てようというものである。飽くまでこれは臨時的措置であり、項目④での提案内容との関連からすると啓太は教師役には士分を充てることを構想していたようである。

⑥教師役による郡代役兼任について

熊本藩では一郡に二名の郡代が配置されていたのだが、このうち一名を郡内軍事担当者として派遣教師役の士分に兼任させることがここで提案されている。この教師兼任郡代は平時には郷士訓練にあたり、有事の際には采配を執っ

て「一手永之将帥」となることが想定されている。

⑦郷兵の定員について

郷兵の定員・年齢規定について言及している。「西洋各国」ではおよそ二〇歳から四五歳までとなっていることを説明している。

⑧郷中における訓練について

郷中での訓練について述べられている。通常は各地で銃隊実射訓練を行い、月に一度は一郡規模、年に二度ほどは然るべき場所にて藩内郷兵銃隊全体での演習を提案している。

⑨演武場と郷中の関係について

ここで郷兵設置の前提として、演武場振興を重視する理由が改めて明らかにされている。すなわち、演武場は「根本」、郷中は「枝葉」とする啓太の認識である。演武場には然るべき人物を配して、郷中に関係する事柄については演武場から処理させるという構図を想定している。

⑩西洋銃砲の性能と人材について

啓太は「西洋発明之砲器者誠ニ精巧を尽利器」であると西洋銃砲の優秀さを認める。しかしながら、これを扱う技量を持った人材がいなければその効用を十分に發揮することはできないとの見解を述べている。西洋銃の大量輸入などで拵数こそ揃ったものの、これを使いこなすことが出来

る人数は一〇分の一にも満たないだろう、と啓太は試算する。この観点においても一刻も早い洋式銃取扱い熟練者の創出が必要であると述べているのである。

郷兵設置にあたっての課題として啓太が指摘しているのは主に演武場の改善、振興だが、この課題提起を通して主張されているのは人材育成の一点に尽きる。教師役の育成、郷士の育成は勿論として、項目⑩においては藩士層を含んだ藩全体での洋式銃兵育成が主張されているのである。洋式銃を数多く揃えたとして、それを扱える人材が揃わなければ効果は薄い、との認識がこの主張の根柢を為していると思われる。洋式砲術研究に取り組みつつ、安政期以降熊本藩の洋式軍備化推進に一貫して携わってきた啓太の見解が、この意見書に集約されているといっても過言ではないだろう。藩政府が急ぐ郷兵設置の前提には、演武場振興が必要であり、藩士たちによる洋式銃隊への取り組みが必要であることが示されているのである。演武場への人材抜擢にも能力主義の採用について言及が為されており、士分登用について改編を促している。また、この演武場を中心とした洋式銃隊育成という案は、その提案内容から幕府講武所をモデルとしている可能性が高い。幕府が進めていた講武所を梃子とした軍制改革推進を、啓太は熊本藩でも実施しようと構想したものと考えられる。

ところで、郷兵設置に対しては在地行政の主導層である藩領内の惣庄屋衆からも、藩政府へ意見が具申されることについて触れた。啓太の上書より一月前、慶応二年一二月に「諸手永御惣庄屋共」を差出主体として全一項目に及ぶ意見書が提出されている。この意見書は惣庄屋衆による会談、意見統一を経た上で提出されたものだが、銃隊の組み立て方法や銃砲装備、稽古玉薬料費用などの取り決めに主眼が置かれている。惣庄屋衆の意見書で提案された内容の多くは郷兵の身分・待遇に関するものであり、在地の新規負担となる郷兵設置の規則を藩側へ確認するものであった。啓太の上書と比較して、より実地の郷兵組織運営に重点が置かれた意見書であったといえるだろう。いうまでもなく、啓太と惣庄屋衆は拠って立つ役職・責任を異にしており、両者の意見を単純に比較することは出来ない。しかしこれらを見比べたとき、飽くまで藩軍事全体への視点を内包している啓太上書の性格が際立つといえるだろう。

啓太は上書とともに「是迄演武場ニ於而御役相勤候人躰」を別書にまとめて提出している。これは演武場関係者の人名附であり、当時の演武場の状況を知る上で重要な史料である。これを整理したものが表1である。³²⁾

表1 「演武場御役々名録」

名	演武場との関係	当時の役職状況	備考
末岡左兵衛	演武場創設時より教示方		
太田黒玄和太	演武場創設時より教示方	鉄砲製作所御用主へ	教示方は辞職
森尾龍彦	演武場創設時より教示方	銃隊組差添・芦北表教導方を兼務	
庄村助右衛門	演武場創設時より教示方	長崎へ出張	
小野長四郎	演武場創設時より教示方	組並にて京都詰め	「近年演武場江者格別出方不仕」
林 市之助	演武場創設時より教示方	時習館句読師兼務	
兼坂熊四郎	演武場創設時より教示方	砲術懸として萬里丸兼組、江戸遊学中	
山川亀三郎	演武場創設時より教示方	銃隊組差添として京都詰め	
魚住加賀太郎	教示方兼務	銃隊組差添	
池永喜太郎	旧猟教示方		
野入準之助	演武場創設時より倡方		
田中又之允	演武場創設時より倡方	砲術修行として江戸遊学中	
横井籙之助	倡方兼務		
永頼軍之助	倡方兼務	銃隊差添として大坂詰め	
牧 準太	演武場諸道具受払・倡方兼務		
白杉新平	旧猟倡方		
森末次郎	旧猟倡方		
小賀季雄	旧猟倡方		
長谷川七兵衛	演武場創設時より倡方		「当時格別出方不仕候」
堀 十左衛門	演武場創設時より倡方		
里 奎之助	演武場創設時より倡方		
村山伝左衛門	演武場創設時より倡方		
富岡貞一郎	演武場創設時より倡方		
吉川熊之允	演武場創設時より倡方		
遠山謙蔵			「倡方被仰付候而茂可然人跡」
大野平之助			
中崎大七郎	演武場創設時より世話役		
井上辰馬	演武場創設時より世話役		
神崎熊彦	慶応二年秋より世話役		
坂本初彦	慶応二年秋より世話役		
藤木子喜太	陣太鼓稽古引廻役		
池松豊次	陣太鼓稽古引廻役		
山路直作	陣太鼓稽古引廻役		
嶋村錠次郎	陣太鼓稽古世話役	太鼓手として長崎詰め	
榊 左平太	陣太鼓稽古世話役	組属にて京都詰め	

※ 「演武場御役々名録」より筆者作成

表1からは啓太が上書中で指摘した通り、本来演武場詰めであるはずの教示方、倡方担当者の多くが大坂詰めなどで不在となっていたことがわかる。すでに慶応三年当時演武場出仕からは離れているものの、大田黒玄和太や莊村助右衛門など啓太門弟が多く在籍していたことも注目される。啓太と演武場との関係は必ずしも明らかでないが、門弟たちによる演武場出仕からすると一門として関わっていた可能性はある。また、啓太が演武場の監督者的立場にあったとも考えられる。

さらに、この名附から演武場関係者に次男・子弟が多く含まれていたことも分かる。啓太は演武場諸役の待遇が低いことを指摘しているが、これはこうした人材配置とも関係していると考えられる。挙げられている三三名のうち、当時演武場に出仕した可能性がある者は一六名に止まっており、この者たちとても別役兼勤が多い。また、啓太は倡方に任命されて然るべき人物として、遠山謙蔵と大野平之助の二名を挙げている。啓太は演武場のこうした状況を報知して、同施設の改善及び振興の必要性を強調したものと考えられる。

上書提出の四ヶ月後、慶応三年五月に御備頭に宛てられた「一統触」では、藩士中からの演武場出仕者が日々増加しつつある状況が述べられている。郷士による演武場への

出席も進んだようであり、一年のうち一二〇日も演武場の稽古に費やす者まで現れている。さらに同年七月には演武場取締役及び倡方が任命されているが、啓太が推薦した遠山謙蔵・大野平之助が倡方に任じられている。郡代衆による郷兵銃隊見分なども慶応三年頃より随時実施された模様である。

この推移からすると啓太上書の意見が取り上げられ、実行に移された可能性は高いと思われる。一貫して熊本藩の洋式軍備化を主導した啓太による提言は、藩政府においても重く受け止められたものと推察される。もっとも、郷兵の設置、実際の運営にあたっては全都規模での惣庄屋衆の結集・協力が重要な位置を占めたことはすでに述べた通りである。熊本藩における郷兵設置過程については、在地行政を主導する惣庄屋衆、藩軍事の洋式軍備化を主導した池部啓太が、それぞれ実地運営面、藩軍事への関連面において重要な影響を与えたといえるだろう。

郷士銃隊制度の実施は、藩による洋式部隊設置という成果もさることながら、啓太が示したように藩士一般への洋式訓練と関連したことで藩軍備の転換上大きな意味を持っていた。しかし、藩軍備体系が実際に洋式へと解体再編されるのは明治期に入ってからである。池部啓太は明治元年（一八六八）八月に没するが、戊辰戦争への参加、明治新

政府からの藩政改革指導や世子護久（明治三年に藩知事就任）・護美らによる主導もあつて藩軍備は急速に洋式化する。明治三年（一八七〇）まで継続して取り組まれる藩政改革と連動して兵制改革が行われたのだが、明治元年六月改革（御備組織解体・洋式兵制採用）、同年十一月改革（海陸軍総督設置、洋式兵制強化）、明治二年における隊伍編制改革・兵員兵賦令施行と相次いで実施されている。そして明治三年二月には新政府より隊伍編成法が發布され、藩政改革と連動した各役職の調整・統廃合が行われて軍制改革は完了した。ここにおいて、安政期以降池部啓太が主導してきた洋式軍備を主軸とした近代兵制が、熊本藩においても実現したのである。

おわりに

以上、主に安政期以降における新渡西洋流砲術師池部啓太と熊本藩軍制の展開過程について検討してきた。本稿で明らかにされたように、安政期以降の全国的な潮流に対応して熊本藩でも模索された洋式軍備化の過程においては、西洋砲術師池部啓太がほぼ全面的な主導者として位置した。啓太出府の決定に際して藩政府は、洋式軍制導入の中心としての啓太の働きを期待した。啓太は門弟などの人脈的

な広がりをもって洋式銃生産・配備、蒸気船配備・運用、郷兵創設提言など、藩政府からの期待に応えるかたちで藩の洋式軍備化を牽引したのである。この点において、西洋砲術師池部啓太は安政四年の出府以降、熊本藩洋式軍備化の過程上において藩軍制の「総合顧問」的役割を果たしたといえるだろう。反面、軍備転換の推進・主導が啓太及び同一門に集中したことは、藩組織全体としての軍制改革への取り組みを鈍らせた一面もあると考えられる。慶応期に至るまで藩軍備の実質的な洋式化は洋式銃配備に止まっており、飽くまで従来の藩軍備の外側に啓太主導による洋式軍備撰取が志向されたのである。また、当該期における軍制改革の意義を考慮すれば、改革の遅れは維新変動に対する熊本藩の政治動向をも規定した可能性がある。しかし、明治期以降の急速な藩軍備転換を可能としたのは、啓太及び同一門を通して行われた洋式軍制導入という「下地」の形成にあつたことは確かである。明治三年改革を以って熊本藩は藩政改革を一応の完了としたのだが、同年閏一〇月に啓太が軍備転換上に果たした働きを賞して、啓太の養孫弥一郎に祭祀料（毎年米二〇俵）贈与を決定している⁵⁷。これは啓太が当該期を通して担った軍備上の役割が、当時の藩政府によって認識され、位置付けられたものといえるだろう。

また、啓太出府に際して幕府からの働きかけが行われたことは、幕府による軍制改革の指導という関係上注目される。安政期前後における熊本藩の洋式砲術推進の動向には、幕府からの指導・影響が色濃いのは本論で指摘した通りである。幕府による軍制改革指導と、熊本藩による洋式軍備導入の動向との結節点に池部啓太が位置したとも考えられ、啓太の出府と藩軍備の洋式化への働きは幕府側にとつても期待されていたと思われるのである。さらに安政期以降における洋式砲術の社会的な位置上昇、全国的な軍備転換の潮流上にあつて、藩政府はすでに洋式砲術研究者として評価が高かつた啓太に国内関係上での（とくに幕府を意識した）「外聞」効果も期待した。これら藩内外からの多様な政治的要請のもとに池部啓太は熊本藩軍事の「総合顧問」として、藩軍備洋式化の指標・体現者として位置していたといえよう。

ただし、啓太一門が藩軍備洋式化を牽引する上でも一定の影響を受けたと考えられる、江川太郎左衛門ら江戸砲術師たちの交流については未だ詳細が不明である。熊本「近代化」が如何にして行われたのかを明らかにする意味でも重要な問題だが、その実態追究については今後の課題としたい。

【注】

(1) 近世長崎におけるオランダとの交流、オランダ語を介しての西洋文物受容に焦点をあてた場合は「蘭学」とも称されるが、ここでは幕末期に西洋諸国から受容された学術全般を指すこととする。

(2) 伊能忠敬に同行しての長崎行きや、各人への入門時期などについては瀬戸致誠「幕末肥後藩西洋砲術家池部啓太について」(『熊本近代史研究会会報 二二一号』、一九八七年)によつてある程度明らかにされている。

(3) 吉田忠「池部啓太の弾道学」(『日本文化研究所研究報告 第二〇集』、一九八四年)。また「池部啓太—弾道学研究・測量術に秀でた算家」(九州の蘭学—越境と交流) 思文閣出版、二〇〇九)では、啓太の経歴をまとめるとともに、長十郎・啓太父子による藩内測量についても触れられている。

(4) 前掲「池部啓太の弾道学」。安政期の啓太の動静を伝える資料は少ない、とされている。

(5) 『新熊本市史 通史編 第五巻近代Ⅰ』(瀬戸執筆担当分、第一編第二章第四節第一項、二〇〇一)。また、同著「幕末肥後藩西洋砲術家池部啓太に関するいくつかの疑問点について」(『熊本県高等学校社会科研究会研究紀要』第一九号、一九八九)では、末次ら各人への入門の年代などが検証されている。

(6) 本稿では啓太上書との関係から、とくに熊本藩の郷兵設置に注

目する。郷兵設置の過程については、拙稿「幕末維新期熊本藩における軍制改革と惣庄屋」(吉村豊雄・三澤純・稲葉継陽編『熊本藩の地域社会と行政―近代社会形成の起点』) 思文閣出版、二〇〇九) を参照していただきたい。

(7) 本稿中においてはとくにことわらない限り、同書中に収められている史料を指す。引用する史料には適宜読点を加え、部分的に旧字を新字に改めた。

(8) 「相州御備場御用一件」安政元年(一八五四) 二月一七日条、同二年六月一五日条(『改訂肥後藩国事史料』(以下、『国事史料』) とする) 第一巻)

(9) 「相州御備場御用一件」安政四年七月二四日条(『国事史料』第一巻)、「池部啓太出府之事」

(10) 「相州御備場御用一件」(安政四年七月二四日条)

(11) 保谷徹は講武所を中心とした安政期の江戸における西洋流砲術隆盛を明らかにするとともに、幕府による諸藩の軍制改革指導について論じている(『幕府軍制改革の展開と挫折』(板野潤治他編『日本近現代史』一所収、岩波書店、一九九三年)。出府働さかけの主体を仮に幕府とすると、安政期段階における幕府の軍制指導は藩内の人選に及ぶほど、相当の深度で行われていたといえるだろう。

(12) 前掲『新熊本市史』、四二五頁

(13) 秋帆は救免後の安政四年(一八五七)に講武所砲術師範役となっ

たほか、文久三年(一八六三)には御武具奉行格に就いた(有馬成甫『高島秋帆』吉川弘文館、一九五八年)。

(14) 「相州御備場一件」安政四年閏五月廿二日条(『国事史料』第一巻)。(15) 秋帆が報知した内容は、主に旗本衆などへの講武所稽古実施の模様、装備転換の様子に関するものであった。

(16) 幕府が行った安政元年以降御備場における西洋流大小銃・砲術奨励と、熊本藩によるその実行が一つの前提になったといえるだろう。

(17) 「相州御備場一件」安政四年九月朔日条(『国事史料』第一巻)

(18) 前掲「相州御備場御用一件」安政四年七月二四日条から、さきに江川塾へと入門していた熊本藩砲術師たちは一般入門であったことがわかる。江川が高島秋帆門下であったこともこの措置に影響したと考えられる。

(19) 「相州御備一件、安政五年より文久二年迄触状控」「嘉永六年以後異国船渡来一件」安政五年三月朔日条(『国事史料』第二巻)

(20) 「相州御備場一件」安政五年三月十二日条(『国事史料』第二巻)

(21) 「安政六年 江戸機密間日記」安政六年正月二六日条(『国事史料』第二巻)

(22) 前掲吉田論文

(23) 「安政五年四月より嘉延元年六月迄御記録」安政六年四月二日条(『国事史料』第二巻)

(24) 文久二年五月には幕府から「高島喜平砲術稽古」世話方として、

啓太に再度出府の命が下されている（文久二年四月より江戸返達御用状控）。門弟四名とともに講武所砲術稽古への参加が求められたようだが、詳細は不明である。文久期における啓太の動向からすると、恐らく継続的な稽古参加が求められたものはなかったと推測される。

(25)「相州御備場御用一件」安政元年二月十七日条（『国事史料』第一巻）

(26)「相州御備場御用一件」安政二年六月十五日条（『国事史料』第一巻）

(27)啓太家塾は安政三年段階で「砲術門人七八百人」ほど在籍する、大規模なものであった（前掲『新熊本市史』四二六頁）

(28)嘉永六年以後異国船渡来一件」七月某日条（『国事史料』第一巻）

(29)前掲『新熊本市史』四二〇頁

(30)啓太の幕府海軍伝習への参加の様子を伝えるものとして、同年九月に啓太から小佐井才八に宛てて出された書状がある（『菑田文書』『国事史料』第一巻）。小佐井は啓太とともに海軍伝習に参加していたが、中途より藩選抜の遊学生として江戸に派遣された人物である。この書状のなかで啓太はオランダ人教官の交代が行われる模様であることを述べており、一時的に伝習が中止されていることを報知している。啓太は国許での砲術試業開始などを理由として帰国を願っており、演習への参加は短期だったと考えられる。

(31)「安政五年機密間日記」安政五年正月十八日条（『国事史料』第二巻）

(32)「安政五年機密間日記」安政五年正月十八日条における清田・吉田の調査において、堀田正睦の下総佐倉藩では軍法に至るまで一切西洋流になったこと、ほかに紀州、薩州、越前、加賀などの大藩が西洋法を採用したことが報告されている。とくに佐倉藩では安政二年段階で歩騎砲三兵設置、銃陣・砲隊における西洋法採用などの改革を行っている（山本哲也「房総諸藩の兵制改革―幕末・明治期を中心に―」『軍事史学』第四二（一）通巻一六五、錦正社、二〇〇六年）。

(33)前掲「相州御備場御用一件」安政元年二月十七日条

(34)前掲「相州御備場御用一件」安政四年閏五月二二日条

(35)相州警衛のため、池部弥一郎ら砲術師を出府させた際、「大砲手賦」が定められている（『魚住文書尊攘雜録類』『国事史料』卷一）四一九頁。これによると「行軍筒」「野戦砲」などに交じって「長ホライツスル」「ホライツスル」（曲射砲）が挙げられている。これは恐らく池部弥一郎によって運ばれたものであり、池部啓太塾にて所有していたものではないだろうかと思われる。瀬戸致誠は安政三年段階で池部塾に「ホーイツスル」その他洋式砲が数挺所蔵されていたことを明らかにしている（前掲『新熊本市史』四二六頁）。

(36)「尊攘録皇武令」安政六年六月二一日条（『国事史料』第二巻）

(37)「慶應三丙寅年 尊攘録探索書」(『国事史料』第六卷)

(38) 森田誠一「明治維新への参加をめぐる」(同著『近世における在町の展開と藩政』山川出版社、一九八二)

(39) 財団法人永青文庫蔵、熊本大学附属図書館寄託細川家文書(以下、永青文庫)「長崎御買入之長短雷フル小銃拝領一件」

(40)「文久三年機密間日記」六月二十六日条(『国事史料』第三卷)

(41)「文久三年機密間日記」八月一日条(『国事史料』第四卷)。山川亀三郎、森尾龍彦に「大小砲製造御用懸」が仰せ付けられている。兩名は同時に「西洋法銃隊稽古教示方」に任じられており、啓太に添えられることが示されている。

(42) 蓑田勝彦「幕末期熊本藩における銃砲の製造」(『熊本歴史叢書近世』熊本日日新聞社、二〇〇三年)。南関の鉄砲製作所は藩からの支援を受けつつも、基本的に南関手永による手永運営の製作所であったと考えられる。本庄の製作所は本庄手永の会所地に設置されたもので、藩による運営が行われた。

(43) 前掲「長崎御買入之長短雷フル小銃拝領一件」をみると、国産銃の拝領を願った者の数は全体に比して少ない。南関製造の洋銃拝領を願っていた田口角助という藩士は、同所での生産の遅れを理由として輸入銃の拝領に切り替えている。

(44) 啓太の万里丸「船将」役は翌慶応元年三月に免じられている。役免は啓太の願いによるもので、「大筒打方請持」「砲術師範」繁勤による多忙をうったえたのである。牛島五一郎の航海術が

一定の水準に達したこともあって啓太の「船将」辞職は聞き入れられている。(「元治二年機密間日記」『国事史料』第五卷)

(45)「文久三年機密間日記」文久三年四月二日条(『国事史料』第三卷)

(46) 在御家人は全国一般における郷土制と同様に苗字・帯刀などの特権が与えられ、武士身分に連なるものとして藩領内各手永(手永)郡と村の間に設置された中間的行政単位)に存在した。初期的御家人は中世以来の由緒などを有するものが殆どであったが、一八世紀半ば頃(宝暦期前後)に制定された寸志制によって、献金による在御家人特権獲得が可能となった(いわゆる金納郷土制)。当初は在御家人と寸志在御家人は区別されていたが、近世後期に至って寸志在御家人数が増大すると史料上ではとくに区別されないようになる。

(47)「文久三年より元治元年迄 自筆状控」(『国事史料』第三卷)

(48) 前掲「幕末維新时期熊本藩における軍制改革と惣庄屋」。また慶応元年には在御家人六四人を「打人」とした西洋式大砲隊の設置が計画されたが、これは宰判役河方半四郎の辞退などもあり、実施には至っていないようである。

(49) 坂田家文書298「防御筋并銃隊」

(50) 永青文庫「一新録 上書類 従慶応三年 至明治元年」

(51) 惣庄屋衆による意見書内容については、前掲拙稿を参照されたい。

(52) 前掲「一新録 上書類 従慶応三年 至明治元年」

(53)「慶応三年機密間日記」(『国事史料』第七卷)

(54) 本郷家文書「慶応三年 英式演武場出稽古飯米送事代渡方且日
数帳 卯十月」(熊本県立図書館所蔵)によると、上益城郡甲佐
手永の渡辺幸三郎は一二〇日、飯料一貫二〇〇目を計上している。

(55) 明治二年一月に実施されたもので、禄制改革と連動して行わ
れた。禄高相応の兵員、または兵賦差出を求めるもので、幕府
が文久期に実施していた旗本兵賦令との関連が想起される。た
だし、翌年七月には中止となっている。

(56) とくに軍制改革における大量の歩兵確保(兵員動員)に関しては、
「軍役体系という封建体制の中核をなす制度の変革という問題に
直結する」(亀掛川博正「幕末の兵賦徴募について―村方の対応
を中心として―」『軍事史学』第三二(一)、錦正社、一九九六年)
と指摘されており、藩政改革への連関上一定の意義を持つと考
えられる。

(57) 「明治三年九月藩庁日記」(『国事史料』第十卷)

【付記】 本稿を執筆するにあたって、細部に亘る様々な御助言・御指
導を賜りました熊本県立大学大島明秀先生、史料引用などでお
世話になった財団法人永青文庫に末筆ながら厚く御礼申し上げます。
ます。